

京都市立高等学校体育施設の開放事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市立学校体育施設の開放事業に関する規則（以下「規則」という。）において別に定めることとされている事項及び規則の施行に関し必要な事項（市長の事務部局の職員に補助執行させる事務に関するものを除く。）について定めるものとする。

（施設）

第2条 規則第3条に規定する開放事業に供する学校体育施設（以下「施設」という。）は、別表のとおりとする。

（運営委員会）

第3条 開放事業の円滑な実施を図るため、開放事業実施校（以下「開放校」という。）に開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 施設の使用調整及び使用手続に関すること。
- (2) 開放時の施設の管理に関すること。
- (3) スポーツ種目に関すること。
- (4) その他開放事業の円滑な実施のために必要なこと。

3 運営委員会の委員は、5名以上10名以内とし、教育長が委嘱する。

4 運営委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（管理指導員）

第4条 教育長は、開放事業の管理事務を行わせるため、開放校ごとに管理指導員を委嘱する。

2 管理指導員は、施設の使用に立ち会い、施設等の管理を行うものとする。

3 管理指導員には、午前1回につき2,230円、午後1回につき2,230円、夜間1回につき2,830円の謝礼を支給する。

4 管理指導員への謝礼は次の期ごとに当該期に係る謝礼をまとめて支給する。

第1期 5月1日から 7月31日まで

第2期 8月1日から 11月30日まで

第3期 12月1日から 翌年3月31日まで

5 校長は、前項の各期の末日から1週間以内に「学校体育施設開放事業実施報告書」を教育長に提出しなければならない。

（開放事業の日時の決定）

第5条 開放事業の日時については、運営委員会が当該開放校の校長と協議のうえ決定する。

2 開放事業の日数は、年間10日を標準とする。

（許可対象者の範囲）

第6条 施設の使用許可を受けることのできるものは、本市に所在地を有し、スポーツ活動を目的とする構成員10人以上の団体（社会教育関係団体、町内会、公共団体等がスポーツ活動を企画した場合を含む。）で成人を責任者とし登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）とする。

（登録）

第7条 登録を受けようとする団体は、登録申請書（第1号様式）を開放校の運営委員会に提出しなければならない。

2 登録団体は、登録内容に変更があったときは、その旨を開放校の運営委員会に届け出なければならない。

3 運営委員会は、登録団体が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したとき。

（2）登録団体として不適当と認めたとき。

（施設の使用許可）

第8条 施設の使用の許可は、教育長が決定する。ただし、3日以内の使用の許可については、校長が取り扱うものとする。

2 登録団体の責任者は、施設の使用の許可を受けようとするときは、学校体育施設使用許可申請書（第2号様式）（以下「申請書」という。）を校長に提出しなければならない。

3 校長が申請書を受理したときは、京都市立学校施設使用規則第4条第1項の規定に違反しないことを確認し、3日以内の使用のものについては許可を決定し、3日を超える使用のものについては、申請書に校長の意見書を添えて直ちに教育長に送付しなければならない。

4 施設の使用の許可は、学校体育施設使用許可書（第3号様式）をもってする。

（使用料及び実費弁償）

第9条 使用料は、徴収しない。ただし、使用に伴う実費は、使用者が弁償しなければならない。

（使用者遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（2）使用を許可された施設以外の学校施設に立ち入らないこと。

（3）許可された種目以外のスポーツをしないこと。

（4）使用時間を守ること。

（5）防火防犯に努めること。

（6）学校敷地内は全面禁煙であり、喫煙しないこと。

（7）使用後は、よく清掃し、使用した用具等を整備し、すべてを原状に復すること。

（8）その他運営委員会、校長（職員）又は管理指導員の指示に従うこと。

（9）施設又は設備を破損したときは、その損害を賠償すること。

（施設の使用の許可の取消し等）

第11条 施設の使用を許可したのち、教育長又は校長が学校教育上若しくは施設の管理運営上に支障があると認めた場合、申請に虚偽があると認めた場合又は前条の規定に違反したと認めた場合は、教育長又は校長は、その許可を取り消すことができる。

2 管理指導員は、当該開放校の校長から管理指導員に対して使用の中止の申立があったときは、使用者に対して中止を命じることができる。

（事故による損害）

第 12 条 使用者は、事故の防止に努めるとともに、事故による損害は使用者の負担により償うものとする。

（委任）

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 10 日から施行する

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する

付 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から実施する

別表（第2条関係）

京都市立高等学校体育施設開放事業実施校一覧

学 校 名	施 設
紫 野 高 等 学 校	運 動 場、テニスコート
堀 川 高 等 学 校	運 動 場、テニスコート
西 京 高 等 学 校	運 動 場、テニスコート、第二体育館
日吉ヶ丘高等学校	運 動 場、テニスコート、体育館
開 建 高 等 学 校	テニスコート、体育館、弓道場
京都奏和高等学校	運 動 場
京都工学院高等学校	体 育 館